

エルサルバドル政治経済月報 (2020年4月分)

2021年5月
在エルサルバドル大使館

内政

1. ブケレ政権の内閣改造

4月7日、ブケレ大統領は、以下の内閣改造を発表した。

(1) 農牧大臣

パブロ・アンリケル・マルティネス前大臣 → ダビッド・ホスエ・マルティネス新大臣

(2) 総務大臣

マリオ・ドゥラン前大臣（注：2月28日に行われたサンサルバドル市長選挙に出馬したため、客年11月より休職中であり、総務大臣ポストは空白となっていた） → フアン・カルロス・ビデガイン・ハナニア新大臣

2. 報道の自由を巡る状況

(1) 4月21日付当地主要各紙は、国境なき記者団が発表した世界報道自由度ランキング2021年版について報じた。同ランキング2021年版によると、エルサルバドルは調査対象180か国中82位となり、2020年版から8位順位を下げ、2020年版と同様に「顕著な問題」があるとカテゴリー化されている。中米各国の順位は以下の通り。

コスタリカ：5位（良好な状況）

ベリーズ：53位（顕著な問題）

パナマ：77位（顕著な問題）

エルサルバドル：82位（顕著な問題）

グアテマラ：116位（困難な状況）

ニカラグア：121位（困難な状況）

ホンジュラス：151位（困難な状況）

(2) 国境なき記者団の報告書によると、エルサルバドルは、ラ米各国の中で、報道の自由度に関し、顕著な後退を示している国であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック下において、治安当局による取材機材の没収、公共スペースへのアクセスの制限、公共情報における透明性の欠如、政府関係者による取材拒否、記者会見へのアクセスの制限等の問題が、エルサルバドルでは確認された。

3. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック下での公共調達における透明性に関する国会報告書

(1) 4月26日、国会特別委員会は、COVID-19のパンデミック下での公共調達における問題点についてまとめた報告書を発表した。同報告書では、以下11の諸点が指摘されている。

(ア) ブケレ政権は、COVID-19対策の財源に充てることを目的に、30億ドルの借款の借り入れを国会から承認されたが、そのうち、いくらを政府が実際に受け取ったかは判明していない。

(イ) エルサルバドル中銀はCOVID-19対策の財源として、26億4,300万ドルの対外債務及び15億9,500万ドルの対内債務による財源を受け取り、対外債務26億4,300万ドルのうち10億3,600万ドルと、対内債務の15億9,500万ドルを、財務省に支出した。

(ウ) 2020年12月31日時点の税收等による2020年国家歳入は、48億3,240万ドルであった

（注：当初の政府による歳入見込みより大きく減少した歳入であり、見込み額と実際の歳入のギャップを、政府がどのようにして埋めたかは不明という意味）。

(エ) 農牧省の報告書によると、同省は COVID-19 対策のために 2 億 760 万ドルの公共調達を行ったが、同省が防災減災資金 (FOPROMID) から受け取る当初の予算額は 1 億 4,580 万ドルであり、同省は割り当てられた予算より多くの額を公共調達のために使ったこととなる。

(オ) ブケレ政権が COVID-19 対策として行った 300 ドルの給付金の交付に関し、どのような基準で対象者を選別したかは不明である。

(カ) 内務省は、昨年 3 月から 12 月にかけて、6 億 7,270 万ドルの財源の他政府機関への再分配を行ったが、同再分配は、かかる手続きに必要となる国会の承認を得ずに行われた。

(キ) 法令 608 条第 11 項で政府に対し定められた、パンデミック対策のために借り入れる借款の用途にかかる特別予算案の国会への提出を、政府は遵守しなかった。

(ク) 法令 593 条第 8 項で政府に対し定められた、COVID-19 対策にかかる月毎の支出報告の国会への提出を、政府は遵守しなかった。

(ケ) パンデミック下の公共調達に関する会計検査を行うことを目的に、法令 608 条に基づき設立された緊急事態及び経済復興のための基金委員会が、昨年 5 月 11 日に政府側構成員が辞職したため、機能しなかった。

(コ) 国会特別委員会の調査によると、COVID-19 対策に支出された財源の 98% が、FOPROMID を通じて拠出された (注: FOPROMID を通じて拠出することにより、通常の公共調達プロセスに課せられる情報公開のプロセスを回避できるため、不正行為の温床になっている可能性が指摘されている)。

(サ) 非常事態において一時的に、財政責任法の効力を停止する代わりに、財務省に対し、3 か月後に財政健全化に向けた計画の国会への提出を求めた法令 607 号を、財務省は遵守しなかった (同計画を財務省は未だ提出していない)。

(2) 国会は、パンデミック下における公共調達に関する調査を行う特別委員会を昨年 8 月 20 日に立ち上げ、調査を行ってきた。これに対し、ブケレ政権側は、同特別委員会による財務大臣、経済大臣、内務大臣等の証人尋問に応じてこなかった。

外交

1. スニガ米特使のエルサルバドル訪問

(1) エルサルバドル無処罰問題対策国際委員会 (CIGIES) のオチャエタ・コミッショナーとの会談

(ア) 4 月 7 日、エルサルバドルを訪問した米国のスニガ中米北部 3 か国担当特使は、エルサルバドル無処罰問題対策国際委員会 (CIGIES) のオチャエタ・コミッショナーと会談し、同委員会のエルサルバドルにおける汚職対策の役割について意見交換を行った。同会談には、メララ検察庁長官及びオブライエン在エルサルバドル米国臨時代理大使も同席した。

(イ) スニガ特使は、会談後に行われた記者会見で、バイデン政権は、対中米支援において、汚職対策は根本的なものであることを明確に示している旨述べた。また、同特使は、汚職のコストを話す際、我々はお金の話だけをしているのではなく、民主主義の文化の衰退についても話している旨述べ、ブケレ政権が、新型コロナウイルス感染症対策における公共調達プロセスに関し、会計検査を受け入れていることを評価し、エルサルバドルにおける透明性の強化及び CIGIES の強化に取り組む様々な関連機関を賞賛した。さらに、同特使は、米国の関心事項は、人々の移住が正規な形を通じて行われることに加え、法の支配の原則及び憲法で定められている規則が完全な形で遵守されることである旨述べた。

(ウ) 記者会見において、米国政府は 2021 年、CIGIES に対し 2 百万ドル強を拠出することが発表された。

(エ) スニガ特使は、最高裁、検察庁、会計検査院、情報公開庁等のエルサルバドル政府機関関係者とも会談を行った。また、エルサルバドルにおける透明性の強化及び CIGIES の独立性の強化に取り組む複数の市民団体とも会合をもった。

(2) ヒル外務大臣との会談及びエルサルバドル・米国二国間作業チームの設置

4月8日、スニガ特使とヒル外務大臣が会談を行い、エルサルバドル・米国両国の共通の関心事項である移民問題、治安、経済、ガバナンスにかかる作業チームを設置することで合意した。

(3) スニガ特使による記者会見概要

(ア) スニガ特使は、ブケレ大統領との会談を申し込んだが、エルサルバドル政府側からのコンファームがなかったため、実現されなかった旨述べた。しかしながら、同特使は、ヒル大臣等エルサルバドル外務省関係者との有意義な会談を行うことができ、その成果として、二国間の作業チームの設置が合意された旨述べた。

(イ) スニガ特使は、エルサルバドル政府と中国の接近に関し、エルサルバドルにとっての米国の位置を、中国が取って代わることはできない旨述べた。さらに、同特使は、中国からの援助は、透明性を欠くものであり、被支援国の経済に資するものではなく、悪影響を与えるものである旨述べた。

(ウ) スニガ特使は、メディア関係者に対する抑圧は、様々な国で起こっている現象であり、エルサルバドルにおける事例に関しても、米国は懸念を有している旨述べた。

2. 第13回SICA-韓国対話と協力フォーラム

(1) 4月22日、コマンダリ外務次官（統合・経済促進担当）はエルサルバドル政府を代表して、コスタリカのサンホセで開催された第13回SICA-韓国対話と協力フォーラムに出席した。

(2) 同フォーラムでは、中米・韓国自由貿易協定、並びに、保健、再生可能エネルギー、グリーン輸送、持続可能なインフラ、デジタルトランスフォーメーションの分野にかかる韓国による対中米協力の強化について意見交換が行われた。

(3) コマンダリ外務次官は、SICA-韓国対話と協力フォーラムは、SICA加盟国と韓国の友情、連帯、協力の絆を強化するための重要な対話の機会である旨述べた。さらに、同外務次官は、今日の世界情勢において、中米地域が直面する課題を前に、共通の関心及び価値観に基づく中米各国及び韓国の貢献を含む新しい国際貢献のあり方が求められる旨述べた。

(4) コマンダリ外務次官は、チェ・ジョンゴン韓国第1外務次官と会談し、政治、経済、協力にかかる二国間の関心事項について意見交換を実施した。チェ第1外務次官は、エルサルバドル人を対象とした奨学金の拡充を発表すると共に、エルサルバドル・韓国外交関係樹立60周年の枠組みにおいて、両国の協力関係の強化を期待する旨述べた。また、二国間関係の強化及び深化にかかる二国間対話の促進する政策対話のメカニズムを立ち上げに関する了解覚書に署名が行われた。

(5) コマンダリ外務次官は、コスタリカのボラーニョス外務次官及びギジェルメ外務次官と会談し、両国の関心事項に関し意見交換を行った。その中でも、両国間のフェリー就航計画、暴力の予防及び平和文化にかかる経験の共有にかかる協力について中心に話し合った。ボラーニョス外務次官及びギジェルメ外務次官は、ブケレ政権によるコスタリカへのフェンタニル1万個の無償供与に関し、謝意を表明した。

(6) コマンダリ外務次官は、コスタリカのバルガス司法次官と会談し、両国のグッドプラクティスに基づく協力を促進するために、暴力の予防及び平和文化に関する関心事項について意見交換を行った。

(7) コマンダリ外務次官は、ドミニカ共和国のゴメス二国間担当外務次官と会談を行い、両国政府及び国民間に存在する友情の絆に関して再確認を行った。また、ドミニカ共和国が関心を有するエルサルバドルの領事対応にかかるグッドプラクティス等、両国の関心事項について意見交換を行った。

3. ヒル外務大臣のスペイン訪問

(1) ゴンサレス・スペイン外務・EU・協力大臣との会談（4月26日）

(ア) ヒル外務大臣は、ゴンサレス・スペイン外務・EU・協力大臣と、両国外務省の了解覚書の枠組みにおける初の二国間協議を行った。ヒル外務大臣の今般のスペイン訪問は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による1年半以上の渡航制限後、初の米州大陸以外への訪問であ

り、このことは、エルサルバドルとスペインの良好な二国間関係及び同関係をさらに発展させることに向けた両国の相互関心の表れである。両大臣は、和気藹々とした雰囲気の中、二国間、地域間及び国際社会のアジェンダについて意見交換を行った。

(イ) 両大臣は、両国の歴史、政治、貿易、人、文化にかかる絆の重要性に価値を置くことで一致し、両国国民の利益に資するために、発展及び両国政府の対話を促進するために共に取組を継続する意思を改めて確認した。

(ウ) 両大臣は、両国における COVID-19 対策及びワクチンの接種状況に関し、意見交換を行った。また、両者は、適切な国際協力を通じたワクチン及び医療品への公平なアクセスの重要性を強調した。この点に関し、スペインは、先日、アンドラで開催されたイベロアメリカ・サミットにおいて、ラ米地域に対するワクチンの供与を表明している。

(エ) 両大臣は、両国間の貿易及び投資、また、これらがパンデミックからの経済復興に果たす役割の重要性について評価した。太平洋鉄道、太平洋空港、エルサルバドルーコスタリカ間のフェリー等の戦略的プロジェクトは、地域の連結性を向上させると同時に、スペイン企業に対し、エルサルバドルの経済発展への貢献の機会を与えるものである。

(オ) エルサルバドルとスペインは、持続可能な開発の促進に向けた重要なパートナーである。両大臣は、COVID-19 からの危機的状況からの持続的な回復というエルサルバドルの戦略的優先事項に沿う形での、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの原則を取り入れた新しい 2021-2024 年国別枠組み (Marco de Asociación País) への署名に向けた作業を促進することで合意した。

(カ) 両大臣は、アンドラで開催されたイベロアメリカ・サミット、2020 年、エルサルバドルが議長国を務めた「米州における保護と解決のための地域統合フレームワーク (Marco Integral Regional de Protección y Soluciones par las Americas: MIRPS)」における取組等、地域間アジェンダに関し意見交換を行った。

(キ) 本年のエルサルバドル独立 200 周年は、エルサルバドル・スペインの強固な絆を証明し、両国の友情と相互協力を促進する機会である。また、エキスプラス和平条約締結 35 周年及びサンサルバドルに事務局を置き、スペインが支援を行っている中米統合機構 (SICA) の設立 30 周年でもある。

(2) グリーンスパン・イベロアメリカ事務局長との会談 (4 月 26 日)

(ア) ヒル外務大臣は、グリーンスパン・イベロアメリカ事務局長と会談し、専門職従事者の他国企業での研修のための一時的移動・滞在を促進する人材移動にかかる協定に署名した。同協定により、参加者は、同協定に加盟している各国において、科学・技術プロジェクトに参加できるほか、高等教育機関での教育活動に従事することが可能となる。また、契約に基づき、専門職の活動に従事することができ、企業の重要かつイノベーティブなプロジェクトに参加することが可能となる。同協定によって、科学、学術、イノベーションにかかる知識の移転が促進されることになる。

(イ) 同協定には、イベロアメリカ事務局 (SEGI B) に加盟している全ての国が任意で参加することが可能であり、柔軟性と相互性の原則に基づいている。また、SEGI B 加盟国がこれまでに、地域間の専門職の人材の移動の重要性についての議論を基に発展させてきた様々なメカニズムに沿うものである。

(3) 在セビージャ・エルサルバドル総領事館の開館 (4 月 28 日)

ヒル外務大臣は、在セビージャ・エルサルバドル総領事館を開館した。ヒル外務大臣は開館式において、在外エルサルバドル人への対応を強化するというブケレ政権のビジョンに基づき、セビージャという美しい街に総領事館を開館した旨述べた。現在、セビージャ及びその周辺には、約 8 千人のエルサルバドル人が居住している。

(4) ラポルタ・バルセロナ FC 会長との会談 (4 月 29 日)

ヒル外務大臣は、サッカーチームのバルセロナ FC のラポルタ会長と会談した。ブケレ政権が進めるエルサルバドルの治安改善に資する社会的包摂にかかるプロジェクトへの、バルセロナ FC の協力が予定されている。

(5) Fundación La Caixa 関係者との会談 (4 月 29 日)

ヒル外務大臣は、教育・学術研究・文化の促進に取り組む Fundación La Caixa のアントニオ・ビラ総裁等と会談した。ヒル外相は、貧困削減及びエルサルバドルの地域開発に資するイニシアティブを、Fundación La Caixa と行っていくブケレ政権の意思を表明した。

経済

1. 世銀によるワクチン購入のための新規借款承認

エルサルバドル財務省は、世銀が新型コロナウイルスワクチン購入及び同ウイルス対策関連費のために、エルサルバドルに対し、5,000万米ドルの融資を承認した旨を発表した。これで、2020年3月に新型コロナウイルスの感染が拡大してから、世銀による融資は、初回の2,000万米ドルの借款に続き、二回目となる。昨年承認された2,000万米ドルの借款は、当国政府が衛生危機に対し迅速に対応できるようになることを目的としており、同借款は検査機器や医療機器購入に使用されることを想定していた。今回承認された借款は、償還期間18年、据置期間5年という条件の下、ワクチン、医療機材、防護機材及びコールド・チェーンの購入・獲得を目的としている。

2. 中米北部3か国への非農業一時労働ビザ（H-2Bビザ）追加発給

4月20日、米国政府は、非農業一時労働ビザ（H-2Bビザ）を22,000件追加発給し、その内6,000件を中米に対し発給する旨を発表した。米国が発給するH-2Bビザとは、主にサービス業に従事する非移民に対して与えられる許可証であり、DHSの説明によれば、中米からの移民は、グアテマラ、ホンジュラス及びエルサルバドルの3か国出身者が多くを占めているため、同3か国に対して、6,000件のビザが確保された。バイデン米政権は、ビザは数ヶ月の内に申請可能となり、今回のビザ発給は、現政権の移民政策の一環である旨説明した。今回のビザ発給増加にあたり、バイデン政権は同措置が暫定的なものであり、来年の会計年度に必ずしも同じ措置が執られる訳ではない旨明らかにしている。

3. コロナ禍における歳出の増加

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）は報告書を発表し、エルサルバドルが、GDP比8.4%でラ米地域において、2020年の歳出増加が一番多かった国である旨明らかにした。エルサルバドル政府の昨年の歳出の多くは補助金給付と経常移転が占めており、同割合はGDPの4.3%にあたる。他の歳出内訳としては、国債償却、利子の支払い及び給与の支払いがあげられる。また、CEPALの報告書によれば、経常移転の増加は、国立病院等の準政府機関に多くの資金を充てたことによる。さらに、別の要因として、エルサルバドル企業経済回復のための信託基金（FIREMPRESA）のために、エルサルバドル開発銀行（BAND E S A L）へ送金した点もあげている。

4. 年金貯蓄制度改正にかかる動き

4月9日、国会は、年金貯蓄制度（SAP、Sistema de Ahorro de Pensiones）にかかる法の改正案を可決した。これに伴い、男性は40歳以上の場合、女性の場合は年齢制限なく、積立額の25%までであれば、積立金を引き出すことができることになった。同改正は、基本的に、2017年に定められた年金掛金支払者の利益を早めたものであり、もともとは、2023年には女性への年齢制限がなくなり、2024年には男性への年齢制限がなくなるはずであった。しかし、国会により可決された同改正案に対し、ブケレ大統領は拒否権を行使した。ブケレ大統領は、新しい年金改革に着手するのは、新国会であると言及していたが、どのような改革を想定しているのかは分かっていない。

5. 中米経済統合銀行（BCIE）による対エルサルバドル新規借款承認

（1）4月28日、中米経済統合銀行（BCIE）は、エルサルバドルに対し、6億米ドルの借款を承認した。この金額は、BCIEがこれまで承認してきた借款の中で最も高額である。

（2）同借款は、①総額1.4億米ドルを、被雇用者に補助金として提供②最大3.6億米ドルの融資③インフォーマルセクターの雇用者及び小規模な経営者に対する総額1億米ドルの融資の3つのコンポーネントから形成されている。この3つのコンポーネントは、6億米ドルをもってエルサルバドル企業経済回復のための信託基金（FIREMPRESA）を設立することを定めた法令640号と同様の内容であることから、FIREMPRESAを設立するために発行した1年物短期国債（CETES）を今回のBCIEによる借款で立て替えるものと考えられる。

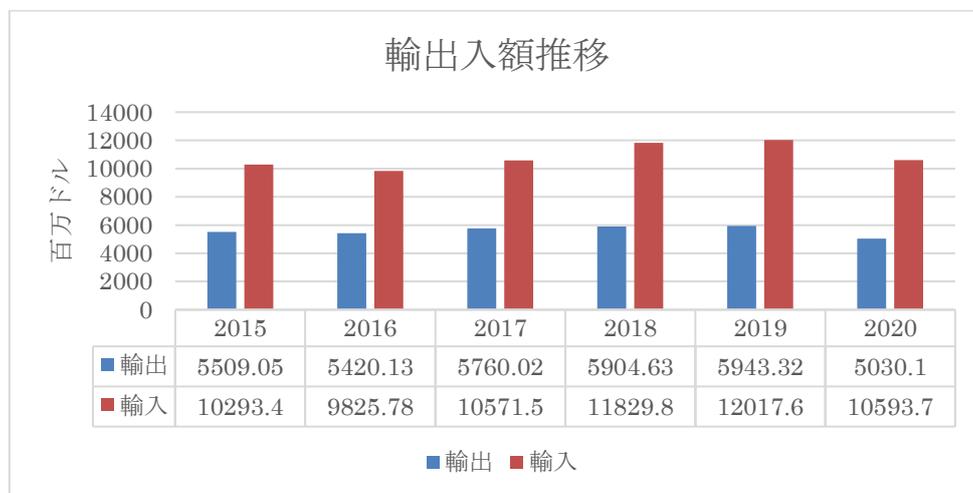
（3）セラヤ財務大臣は、今回BCIEにより承認された6億米ドルの借款の用途は幅広いものであり、全額となるか、一部となるかはわからないものの、BCIEによる借款をもって、CETESを清算する可能性がある旨明らかにした。

（4）他方、国会議員は、借款の用途に透明性が欠けており、当初、信託基金に使用するはずであった資金を、財務省が国家予算内の他の支出に使い、その穴を埋めるために、CETESを利用したと主張した。

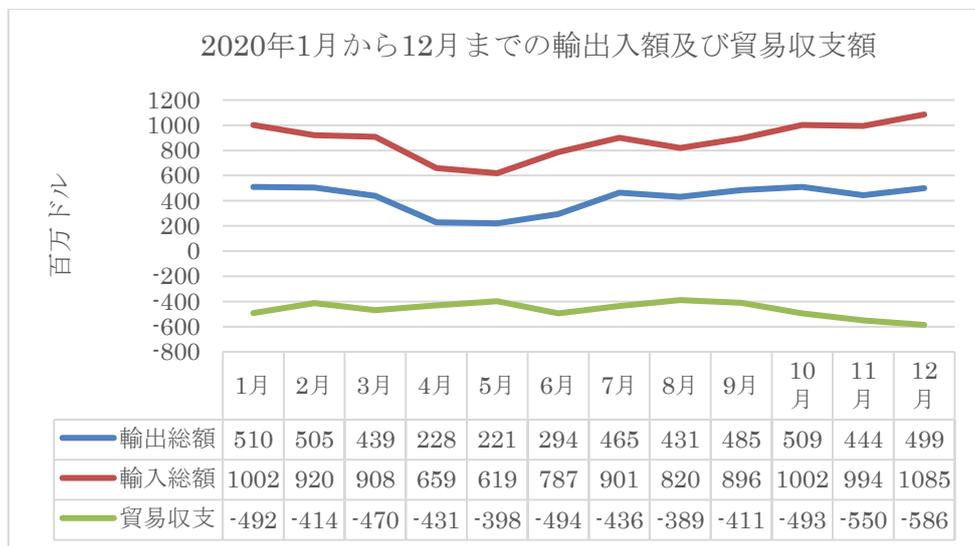
（5）中米財務研究所（ICEFI）の経済学者カスタネダ氏は、BCIEの借款が、猶予期間が長く、利率も低いことから、CETESからBCIEへの立て替えは、効果的であるとの見解を示している。

6. 輸出入額

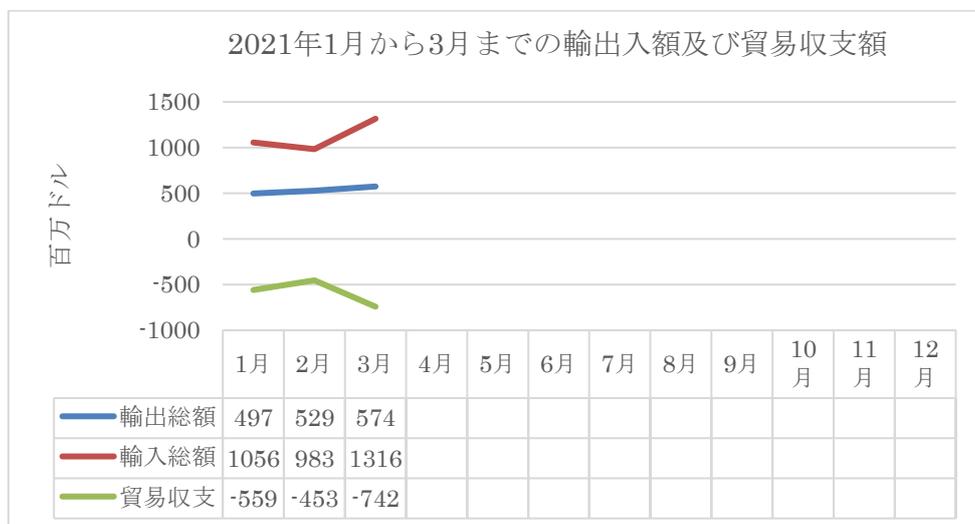
・2020年の輸出額は5,030.1百万ドルとなり、前年比マイナス15.4%であった。輸入額は10,593.7百万ドルとなり、前年比マイナス11.8%であった。



（エルサルバドル中銀データをもとに作成）



(エルサルバドル中銀データをもとに作成)

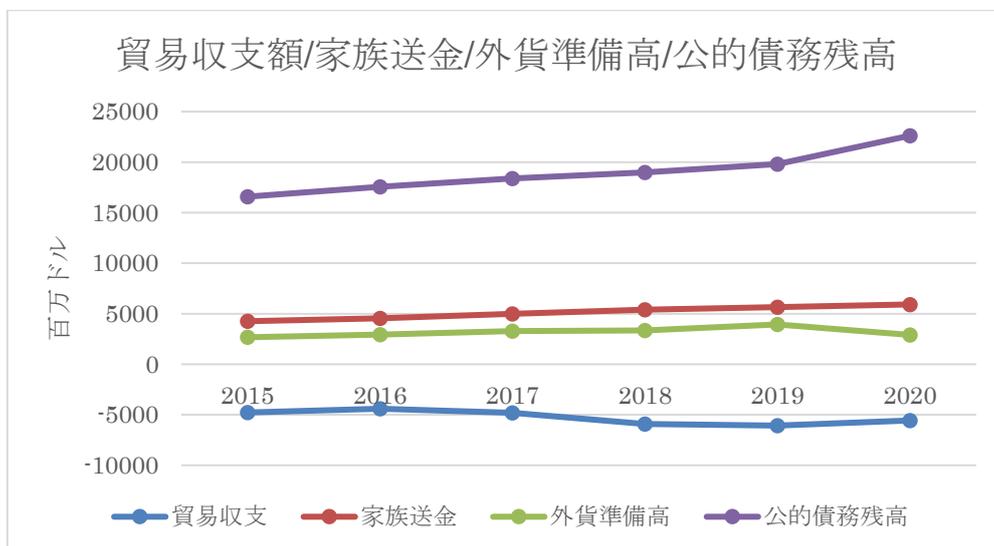


(エルサルバドル中銀データをもとに作成)

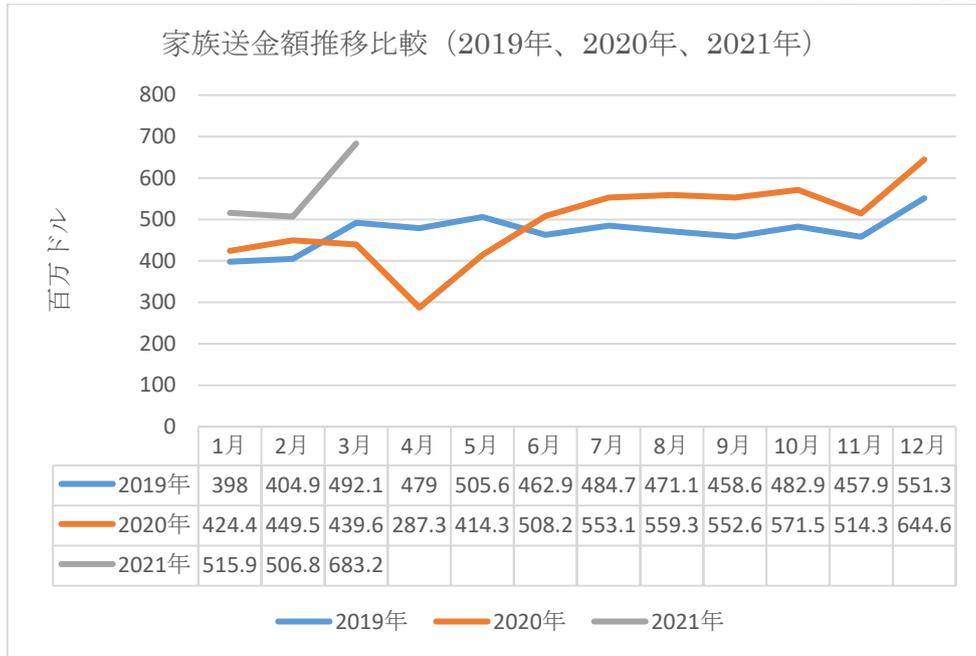
7. 貿易収支額・家族送金・外貨準備高・公的債務残高

・2020年度の貿易収支額は-5,563.63百万ドルとなり、前年より510.62百万ドルの改善が見られた。

・2020年の家族送金額は5,918.6百万ドルであった。その内、米国からの送金は全体の96.4%を占め、米国からの送金だけで総額5,707.7百万ドルであった。



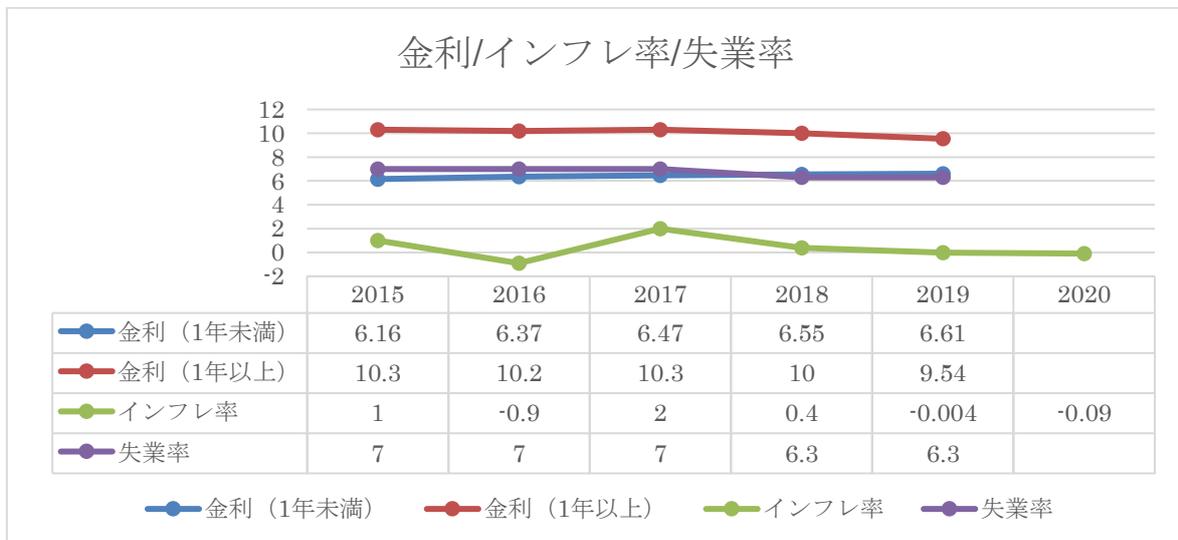
(エルサルバドル中銀データをもとに作成)



(エルサルバドル中銀データをもとに作成)

8. 金利・インフレ率

- ・ 2020年のインフレ率は▲0.09%、2019年のインフレ率は▲0.004%であった。
- ・ 2019年の失業率は前年同様 6.3%であった。



(エルサルバドル中銀データをもとに作成)

治安

1. エルサルバドル国内3か所の刑務所閉鎖

(1) 4月16日、ブケレ大統領は、ラウニオン、サンタ・アナ県メタパン、ソンソナテの3つの刑務所の閉鎖を発表した。これらの刑務所は、住宅街、会社や市場に囲まれ、もともと刑務所として建設されたものではなく、刑務所として適切な構造を有していなかった。収監されていた囚人は別の刑務所に移送され、今後これらの施設は取り壊され、若者のための教育、文化のための施設が建設される。

(2) 今回の閉鎖は、2020年12月末、エルサルバドル大学の地域本部設立のため、閉鎖されたチャラテナンゴ刑務所の閉鎖に続き4か所目となる。ブケレ大統領は、「今回の閉鎖は、チャラ

テナンゴ刑務所の閉鎖に続き、より多くの人間が教育、文化に接する機会を提供することを可能にするだけでなく、新しい地域開発のための障壁を取り除くことになる。」と述べた。
※当館注：2019年7月より政府が推進する犯罪地域コントロール計画(plan control territorial)の第2フェーズにおいて、脆弱な若者に向けた文化的教育機会を与える「機会」と呼ばれる治安対策プランを推進している。

2. 2020年の殺人事件被害者に関する詳細

- (1) 検察庁、警察、法医学研究所から構成される専門委員会によって登録された、2020年にエルサルバドルで発生した殺人事件による被害者数は1,324人（1日あたり平均3.6人）であった。
- (2) 全1,324人のうち、男性は1,170人、女性は130人で、残り24人に関しては、遺体の状態により性別の特定に至らなかったもの。女性被害者のうち、近親者間で発生した件での死亡者は75人、残りは一般的な殺人事件による55人と分類された。また、被害者がLGBTIコミュニティに属していたケースが5件あった。なお、家庭内暴力による被害者は32人であったが、被害者の性別等の詳細は明らかにされていない。
- (3) 全ての被害者の中で、ギャンググループに属していた者は362人で、残り962人は、ギャンググループに属していなかった。また、全被害者のうち89人は、何らかの武力衝突により死亡しており、治安機関との武力衝突、何からの違法行為中、正当防衛を果たした被害者など状況は様々である。右数字には、治安機関側の被害者も含まれ、警察官11人、軍の兵士6人が、様々な状況下でギャンググループによって殺害され、また、民間警備会社の警備員16人も自身が配置につく地域で、ギャンググループとのトラブルによって殺害された。
- (4) 殺人事件に使われた凶器としては、銃器が923件と最も多く、次いでナイフやマシエット等の刃物が209件、残りは他の種類の武器、絞殺、毒殺を行うためのもの等であった。また、県別でみた場合、上位3県は、サンサルバドル県379件、サンタ・アナ県132件、ラリベルタ県130件となっている。
- (5) 同委員会によれば、2021年1月から4月前半にかけて、殺人事件による被害者は、増加傾向にあるとしている。公安当局は、2020年における殺人事件の減少は、2019年6月に開始された犯罪地域コントロール計画(Plan Control Territorial)の成果としているが、エルサルバドル経済社会開発財団(FUSADES)の報告書によると、国際問題の専門家等は、殺人事件の減少の原因は、違法犯罪グループとの合意によるものと見ており、さらに未だにギャンググループによる地域支配が行われていることに関しても懸念を示している。また、2019年と2020年の殺人事件数の比較において、殺人事件を42%も減少させたことは傑出しているが、それは包括的な戦略と常に法令遵守の中で、行われることが重要であるとしている。

【観光地等における危険度レベル】

レベル1: 十分注意区域

レベル2: 不要不急の渡航中止区域

国立ダビッドJ・グスマン人類学博物館(MUNA)	サンサルバドル旧市街
ティン・マリノ児童博物館	平生三郎公園
エルサルバドル美術館(MARTE)	プエルタ・デル・ディアブロ
プレシデンテ劇場	
サンサルバドル近郊のゴルフ場	
ベンゴア球場	
サンサルバドル市国立民芸品博物館	
クスカトラン・スタジアム	
サンサルバドル火山	
カフェタロン・フットサルコート	
ラ・リベルタ県のビーチ	
イロパング湖	
サンタテクラ旧市街	
コアテペケ湖	
セロベルデ自然公園	
エル・ピタル山	
ラ・パルマ市	
サンタ・テレサ温泉	
ステト旧市街	
サン・アンドレス遺跡	
タスマル遺跡	
カサ・ブランカ遺跡	
サンタ・アナ旧市街	
オロメガ湖	
エル・ホコタル湖	
サン・ミゲル市	
オロクイルタ市	

	窃盗	強盗	傷害	殺人	恐喝	車両盗難	車両強盗	強姦	交通事故死	配送車盗難強盗	誘拐
2021年2月	486	293	291	105	111	61	37	166	110	11	0
2021年3月	546	345	347	110	158	87	34	196	97	1	0

